

(仮称) 門真市立生涯学習複合施設  
基本設計業務委託  
要領

門真市

## 1 総則

### 1-1 (主旨)

この要領は、門真市（以下「市」という。）が委託する「(仮称) 門真市立生涯学習複合施設基本設計業務委託」（以下「本委託」という。）の設計業務及び積算業務に関して必要な事項を定める。

### 1-2 (業務の開始)

市から本委託の設計業務の委託を受けたもの（以下「受注者」という。）は、業務の開始にあたっては本要領を熟読し、その主旨を業務に的確に反映させるとともに、設計開始後は、当設計業務に専心従事すること。

### 1-3 (秘密の厳守)

受注者は、業務上知り得た情報及び秘密を他に漏らしてはならず、貸与書類の閲覧、複写及び譲渡を行ってはならない。

### 1-4 (設計工程表)

受注者は、設計に先立ち「業務工程表」を市に提出し、工程の内容について市の了解を得ること。

### 1-5 (担当者)

受注者は、設計に先立ち「担当者名簿」を市に提出すること。また、協力事務所に再委託する場合は、市へ申し出て承認を受け、かつ、担当者名簿にも記載すること。

なお、本委託の総合的な企画、判断及び業務の統括管理部分を協力事務所に再委託してはならない。

### 1-6 (再委託)

受注者は、設計に際し協力事務所を使用する場合、設計に先立ち再委託先の名称、住所、代表者名及び分担業務内容を記した「再委託先一覧表」を提出し、市の承諾を得なければならない。

### 1-7 (設計図書の帰属)

業務完了後の原図その他設計図書の著作権及び使用権は、市に帰属する。

## 2 調査・打合せ

### 2-1 (調査・打合せ)

本委託の設計にあたっては、市の指示により随時調査、又は打合せを行うものとし、打合せに必要な資料作成は受注者が行うこと。

### 2-2 (記録)

調査記録・打合せ記録等は、受注者が責任をもって行い、その記録を随時「設計協議書」として市へ提出すること。

### 2-3 (敷地調査)

受注者は、設計に先立ち（又は設計進行中において適宜）敷地調査を行うものとし、敷地

の形状、寸法、隣接敷地、隣接道路、設備状況等を調査確認する。

新築に伴うテレビ電波受信障害予測机上検討調査業務は別紙「テレビ電波受信障害調査業務特記仕様書」に基づき受注者が行い、報告書を市へ提出すること。

調査結果は、「テレビ電波受信障害予測机上検討調査業務報告書」として市へ提出すること。

#### 2-4 (関係法令等一覧表)

本委託の設計において確認すべき法令・条例・要綱等は、各種申請の有無を問わず、各条文、現場の状況及び課題が明確となるよう「関係法令等一覧表」としてまとめ、基本設計図面作成前の事前打合せに関係者が課題等を確認できるよう、市に提出すること。

#### 2-5 (貸与図面など)

市が貸与した図面その他の資料は、利用後速やかに返還すること。

### 3 設計

#### 3-1 (共通仕様書、遵守法令)

設計は、本要領によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築、機械、電気、建築物の各工事標準仕様書(最新版)等に準ずること。

また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を遵守した設計及び「大阪府福祉のまちづくり条例」に適合した設計とすること。

その他、対象施設の設置に関わる全ての法令、条例、要綱等を遵守した設計とすること。

#### 3-2 (機能的・経済的設計)

建物用途による生活分析、使用頻度等を調査し、目的を十分達成できるような機能体として設計する。基本プランを市が提示する場合は、それらの内容を十分に理解した上で、それらをベースとした基本設計を行う。

杭、基礎形状、躯体等の構造設計については、市が構造性能、経済性、耐久性、環境配慮等を総合的に判断して工法を選択できるよう各種比較検討表を提出すること。また、建築や設備の計画においては、維持管理も含めた省エネルギーの方針やライフサイクルコストの考え方を整理すること。

#### 3-3 (工事計画)

3-2による機能的・経済的設計に加え、本設計を施工するうえでは、周辺住民や施設利用者、通行人等に対しできる限り影響の少ない設計を行うこと。

また、想定される工事期間について、受注者は「工事工程表」を市に提出すること。

#### 3-4 (設計図の作成)

受注者は、別添委託概要書及び市から貸与する各資料に基づき設計する。

設計にあたっては、可能な限り標準化、簡略化を図ること。

全ての設計図はCADを使用して作図を行うこと。

#### 3-5 (積算)

積算は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事積算基準・同解説」を基準とする。

工事見積額は、指示した設計目標額を超えてはならない。また、市が指示したときは設計に先立って概算予算書を提出すること。

#### 3-6 (工事費概算書)

工事費概算書を提出する際には、工事費算出の根拠が分かる資料も添付すること。

#### 3-7 (原図等)

設計が完了したときは、原図データ、図面製本、積算書等設計資料一式を提出すること。

#### 3-8 (発注事務)

本委託の成果を踏まえて実施設計及び工事発注を市が実施する場合、市が要求する図面及び積算書等の調整、質疑応答等の発注に係る事務について、受注者は本委託業務として責務をもって対応すること。

### 4 法的手続き

#### 4-1 (関係官庁との打合せ)

設計に関する関係諸官庁(警察署、消防局、水道局、電気事業者、ガス事業者含む)への問合せ、協議、申請、受領等の手続き事務は、市の指示の有無にかかわらず受注者が自主的且つ迅速に行わなければならない。

また、市の次年度予算要求の時期までに法的整備に係る工事費、手数料、負担金等の額を示した一覧表を市に提出しなければならない。なお、打合せ完了後は、打合せ記録の提示をもって関係諸官庁の確認を受けること。

消防法についての確認等は、必ず市管轄の消防局担当者と直接に窓口にて実施すること。

関係諸官庁との打合せ内容は、2-2の「設計協議書」を随時市へ提出し、全ての法的協議完了時には、「関係法令等整備内容一覧表」を提出すること。

#### 4-2 (関係法令等整備内容一覧表)

本委託の設計において、関係法令による各種申請の有無を問わず、2-6の「関係法令等一覧表」の各項目に対する基本設計での対応及び整備内容について「関係法令等整備内容一覧表」を作成し、市へ提出すること。

### 5 設計変更・追加設計

#### 5-1 (設計変更・追加設計)

本委託完了後であっても、対象施設の実実施設計及び施工業務の発注時の質疑応答や実施設計者からの指摘等で設計図書の不整合や記載不足が確認された場合、現況との相違により不測の状況が確認された場合等は、市の指示及び期限に従い、受注者は原則として無償で図面修正、変更設計、追加設計及び積算業務を行い、図面及び積算資料一式を提出すること。

また、詳細図面の不足、設計時における検討及び協議不足等により欠如していた設計資料

や追加図面及び積算書を市が要求した場合も同様とする。

なお、別添委託概要書に記載のない設計を市が新たに求めた場合は、関連する一つの設計として追加の業務を行うこと。この場合の業務委託の延長期間及び増額委託料は市の積算に基づくものとし、増額委託料は契約時と同率の落札率がかかるものとする。

#### 5-2 (設計の取り消し)

関係諸官庁との打合せや事前の設計調査等により、本業務の一部が必要ない場合等は、その部分の設計委託料を市の積算に基づき減額する契約変更を行うこととする。

また、天災等の市の責に帰すことができない事由又は市の行政上の都合により本設計内容の一部の続行が不相当と判断した場合、その時点で執行済みの業務内容及び成果品を勘案した市の委託料積算額をもとに市と受注者の間で協議の上、減額契約変更を行うものとする。

#### 5-3 (委託期間の変更)

受注者は、委託期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数及び算定根拠、延長後の業務工程表並びにその他延長に係る必要書類を添付した「延長理由書」を市に提出及び説明し、許可を得なければならない。

## 6 その他

#### 6-1 (疑義)

本要領に明記がない場合、あるいは疑義を生じた場合は、全て市と協議し、その指示に従うこと。

#### 6-2 (国庫等補助申請事務)

本委託の設計及び積算による当該工事が、国、府等の補助金・交付金等に関連する場合、受注者は市が行うそれらの事務手続き及び検査等について、必要な支援を行うこと。

#### 6-3 (複合施設設計支援業務受注者による監修)

市は(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計支援業務を別途、複合施設運営予定者に委託しており、複合施設運営予定者は基本設計業務の監修(内観デザイン監修)等を担っている。そのため、市担当課を介して本委託の検討内容に対して運営者の視点から基本設計内容に関する要望等を伝えることがある(市担当課との打合せに同席する場合も有り)。その場合、その内容について検討すること。

#### 6-4 (門真市幸福東土地区画整理事業における関係者との調整)

対象施設が位置する門真市幸福東土地区画整理事業区域では、子どもの遊びや学びに資するエリアマネジメント活動を実施していくにあたり、地域が主体となりながら、本市参画のもと、官民の様々な人々が集積する組織((仮称)古川橋駅周辺地区まちなか再生推進協議会)の構築が予定されている。

また、複合施設では、新図書館と新文化会館を中心にコミュニティを育む文化、学習の交流拠点として、ハード・ソフト両面から質の高いサービスを提供するにあたり、新図書館と

新文化会館の運営を担う複合施設運営予定者と、併設するカフェ等の運営などを行うカフェ運営事業者を令和2年度に選定し、魅力ある施設づくりの一員として事業を進めていきたいと考えている。

本委託の遂行にあたっては、市も含めたエリアマネジメント組織、地域団体、複合施設運営予定者、カフェ運営事業者及びその他関係者との調整を行うこと。